

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長からごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は20名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
午前9時 開会	議長	現在出席委員20名であり定足数に達しておりますので、これより第7回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に進藤委員、小島委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回案件は2件でございます。
	事務局	番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内において産婦人科を営んでおりますが、施設利用者や職員が使用する駐車場用地が不足していることから、駐車場を確保する必要があるため、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、実家にて家族で生活しておりますが、結婚することとなり住宅を建築したいと考えたことや、生まれ育った実家の近くに家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1と2の現地確認の報告を各委員をお願いいたします。
	渡邊委員	今回申請の番号1については、14日に申請地を確認した。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められなかった。場所は現地案内図の1ページを参照してほしい。また、申請地は市街化が著しい区域である。 転用の理由については事務局説明のとおりである。 申請地は現在農地として使用されており、違反等はない。 したがって、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	関山委員	申請番号2について報告する。 転用の内容については、事務局説明のとおりであるため省略する。 現地案内図2ページを開いてほしい。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められなかった。また、周辺は宅地として使用されており、今後も市街として発展していく可能性が高い地域である。 また、公共施設等としては、500m以内に篠津小・中学校、山王クリニック、のもと歯科クリニックがある。 前面道路が舗装で5m、接道が敷地に対して20mなので、たとえ建物を建てても建築基準法には抵触しない。 申請地は現在農地として使用されており、違反等はない。 よって、転用についてはやむを得ないものと判断できると思うが、皆様の慎重な審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第13号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について	議長	日程第2 議案第13号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	農地法第3条第2項第5号に規定されておりますが、農地を農地として権利を取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、50アール以上と規定されております。これを一般に下限面積要件といいます。 この下限面積につきましては、農地法施行規則第17条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げられることとなったものです。 併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。 これにより、当市では、当初、平成22年3月の総会及び、昨年7月の総会におきまして、「別段の面積は設定しない」との決定をしたところでございます。 下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を30アールと設定するためには、農地面積30アール未満の農業者が、区域全体の農業者の4割以上いる場合でないと設定できません。 当市においては、「2015農林業センサス」のデータにより確認したところ、50アールを下回る農家数は49%、40アールを下回る農家数は42%存在しており、40アールを下限面積と定めることができますが、下限面積を設定し小規模農家の参入を可能にすることは担い手への利用集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがあります。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	また、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらず、別段面積を設定できるとしております。 当市の場合、遊休農地の割合は約3%であり、他市町の状況と比べても「相当程度存在する」とはならないこと等から、当市においても、農地法第3条第2項第5号については該当しないと思われます。従いまして当市はこの要件には該当しません。 以上のことから、前回の決定同様、別段面積を定めず、当面の間は50アールのままとしたいと考えております。 ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第13号については、別段の面積を設定しないことに決定します。
日程第3 議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について	議長	日程第3 議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。
		[農政課担当職員、事務局席へ移動]
	議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいただきます。
	農政課職員	説明に入らせていただく前に1箇所訂正をさせていただきます。 農用地利用配分計画(案)一覧表の左端に「会議後資料を回収いたします。」と記入されておりますが、会議終了後回収はいたしません。失礼いたしました。 それでは、議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明させていただきます。 配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとなっていることから、農業委員会へ意見聴取を行うものです。 内容としては、農地の受け手が地域との調和要件を満たしているか等について、次のとおりとなっております。 ・農地のすべてを効率的に利用しているか ・周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか ・必要な農作業に常時従事する見込みであるか ・従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか ・従事する見込みがない場合は、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか ・受け手希望者への農用地貸付の適否 それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用配分計画(案)」及び「位置図」をご覧ください。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	農政課職員	借受人、貸付地、存続期間等については資料のとおりでございます。 今回、借受けする借受人は2件ございます。 まず初めの借受人は、■■■という法人になります。 本社は、■■■、事務所は■■■にあります。 借受人の農業経営状況につきましてですが、平成25年9月に■■■で事務所を設立しております。 ■■■が現在所有している農地面積は約6haであり、内訳と致しましては、畑5ha、田1haとなります。また、6haのうち約3haは農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。 また、白岡市内での借受けは、約9畝となっております。 今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣まで借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に路地野菜を栽培しております。キャベツ、レタス、カボチャなど15種類以上の野菜を作っております。また今後の目標と致しましては、路地野菜と水稻の複合経営を目標としております。 役員の農業従事日数は270日で、農業従事者及び雇用労働者は、常時勤務は5名、臨時雇用は、年間15名を雇用し、農機具等所有状況については、育苗用ハウス150㎡が2棟、集荷調整ハウス150㎡が1棟、トラクターが1台、マルチャー2台、トラックが4台等を所有しております。 続きまして、借受け人は、■■■という法人になります。 借受人の農業経営状況につきましてですが、平成23年4月に久喜菖蒲町内で事務所を設立しております。 ■■■が現在所有している農地面積は約70haであり、内訳と致しましては、畑4ha、田66haとなります。また、70haのうち約69haは農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。 また、白岡市内での借受けは、今回が初めてとなっております。 今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣まで借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培しております。コシヒカリ、彩のかがやきなどの水稻を作っております。また今後の目標と致しましては、水稻栽培の拡大とビール麦の作付けの開始を目標としております。 役員の農業従事日数は300日で、農業従事者及び雇用労働者は、常時勤務は4名、臨時雇用は、年間100名を雇用し、農機具等所有状況については、出荷調整倉庫3000㎡が1棟、トラクターが3台、コンバインが2台、田植機が2台等を所有しており、南彩農協管内唯一多収性品種に取り組んでおります。 農業経営状況等から判断して、市として2件の借受者に貸借するのは、問題ないと考えますが、農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。 また、補足として今後のスケジュールについて説明します。 農業委員会で意見決定後に、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画(案)を提出します。農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。
	議長	説明が終了しました。これからご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	関山委員	地代についてはどうなっているのか。
	農政課職員	1反あたり、■■■が5,000円、■■■が11,400円となっていて、後者の値段については年毎に更新予定となっております。なお、彩のかがやきの単価分となっております。 また、資料の表の右から2つ目の欄に賃借(円)として金額を載せていますので、御覧ください。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	江口委員	これだけの面積を作ることになるが、ただ耕作するだけではなく、水や草の管理も行ってもらい必要がある。水等の管理は地元と一緒にやっていくのか、それとも会社が独自で行っていくのか。
	農政課職員	水管理等につきましては、基本的に土地の所有者のほうで出席していただくことになっておりますので、会社として出席することは無いと思われまます。
	江口委員	耕作していただくことは結構だが、農機具をUターンさせるときに道へはみ出してUターンして、轍ができてしまっている。 また、草の管理も十分に行ってもらいたい。
	農政課職員	御意見を尊重させていただき、法人2社へ伝えさせていただきます。
	江口委員	■■■について先ほど、賃借料が11,400円、水利費は地権者負担だと言っていたが、支払いについては地権者が全て行っているのか。
	農政課職員	水利費等は地権者にお支払いいただいています。
	小野田委員	農地のあぜ道について、草の管理等を農業委員会名義で会社に依頼することはできないだろうか。
	事務局	あぜや草の管理については、農地の賃借が行われるときに農政課とあわせて伝えていきたいと考えていますが、あまり強く言い過ぎると農地の借り手が減ってしまうという現実的な問題がありますので、兼ね合いを見ながらお願いという形で会社へ伝えていきます。
	小野田委員	事務局の心境も分かるが、あぜに草が伸びてしまっているのが現実で、近隣の地権者からなんとかしてくれと言われている。 事務局の言いたいことは非常に理解できるのだが、文書でも口頭でも良いから事務局から伝えてもらえれば多少は改善できるのではないかなと思うので、よろしく願いしたい。
	事務局	事務局も管理についてお願いしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
	議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画(案)のとおり承認し、市へ回答することでご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり決定します。
日程第4 議案第15号 白岡市農業委員会会長専決規程の一部を改正する告示 について	議長	日程第4 議案第15号 白岡市農業委員会会長専決規程の一部を改正する告示 を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	お手元の「白岡市農業委員会会長専決規程」を御覧ください。 この規程は、白岡市農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため専決事項を定めたものでございまして、各種法改正に伴い改正するものでございます。 第3条第1項第3号の「民事執行法(昭和54年法律第4号)又は国税等の滞納処分による農地等の売却等に係る買受適格者証明に関すること」を「民事執行法(昭和54年法律第4号)又は国税等の滞納処分による農地等の売却等に係る買受適格を有する者が、農地法に基づく許可の申請書又は届出書を提出した場合(会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていることを認めるときを除く。)の許可、届出の受理及び埼玉県知事の送付に関すること」に改正するものです。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	これは、買受適格者証明に関することが専決となっているものを、買受適格者証明に関することは、総会で審議し、許可・届出及び知事への進達についてを専決とするものです。次に、第3条第1項第7号の「農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第20条」を「独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)」第10条」に改正するものであり、年金法の改正に伴う改正でございます。 次に、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に「第8号生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の規定による生産緑地の買取りの申し出を行う者についての主たる従事者の審査及び証明書の交付に関すること。」を加えます。これは、生産緑地の買取りについて個人の状況を調査するため、農地台帳整備のため行っている利用意向調査を使い、また、地区農業委員さん及び会長が調査することにより証明書の交付を行うものでございます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり決定します。
日程第5 議案第16号 白岡市農業委員会対策委員会設置運営規定の一部を改正する告示について	議長	日程第5 議案第16号 白岡市農業委員会対策委員会設置運営規定の一部を改正する告示 を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	お手元の「白岡市農業委員会対策委員会設置運営規程」を御覧ください。 この規程は、白岡市農業委員会の円滑な運営と所掌事業の推進を図るため、対策委員会の設置について定めているものでございまして、この度「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、「農地利用最適化推進委員」が加わることにより、これまでの活動とは少し違った活動を展開することとなることから改正するものでございます。 それでは、改正の内容でございますが、第3条の表農地対策委員会の項中「11人」を「6人」に、同表農政対策委員会の項中「11人」を「7人」に改めるものでございます。 また、第7条を第8条とし、第6条を第7条としまして、第5条の次に次の第6条を加えます。 この第6条の見出しは、「(委員会と農地利用最適化推進委員との関係)」でございまして、「第6条 委員会は、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。」を加えることにより、推進委員さんと共に各対策委員会の活動ができることといたします。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり決定します。
日程第6 議案第17号 白岡市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示 について	議長	日程第6 議案第17号 白岡市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示 を議題といたします。事務局から内容説明をいただきます。
	事務局	お手元の「白岡市農業委員会事務局処務規程」を御覧ください。 この規程は、白岡市農業委員会の事務の処理に関し必要な事項を定めたものでございまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い改正するものでございます。 まず、第5条第1項第4号の「農業委員会選挙人名簿の調製に関すること」削除し、以下各号を繰り上げます。 次に、第7条第1項第4号の「その他の軽易な証明(白岡市農業委員会会長専決規程第3条第2号から第9号までに規定する証明を除く。)」にある「第9号」を専決規程に合わせて「第8号」に改正するものです。 次に、第8条第1項第1号の「農地法第4条第1項第5号及び第5条第1項第3項」を、「農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号」に改めます。これは、市街化区域に関する届け出について、農地法の改正により号が変わったため改正するものです。 次に、同条同項第3号の「農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第20条」を「独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第10条」に改正するものであり、年金法の改正に伴う改正でございます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第17号については、原案のとおり決定します。
午前9時50分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第12号から第17号に係る全ての議事を終了いたします。
	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について	議長	協議報告事項1、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいただきます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は13件でございます。総会資料の9ページをご覧ください。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	番号1につきましては、共同住宅のための転用です。 番号2につきましては、保育園のための転用です。 番号3から5、10、13につきましては、住宅のための転用です。 番号6、7につきましては、駐車場のための転用です。 番号8につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号9につきましては、通路のための転用です。 番号11、12につきましては、住宅及び通路のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項2 その他について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項2 その他 に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について 日時 7月31日(月) 午後1時30分～午後4時00分 場所 深谷市・深谷市民文化会館
	事務局	○農業委員会活動記録の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○臨時総会 7月20日(木)午前9時 ○来月総会 8月24日(水)午前9時 議事録署名委員の進藤委員、小島委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	鈴木委員	6月26日に行った任期満了会の会計報告を行います。 出席者が15名しまして、今回の収入が75,000円と3,000円。 収入合計が8,1000円で支出が84,877円でした。 閲覧したい方は、後ほど私までお願いします。
	議長	ほかに意見等がありますか。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	江口委員	2つほど質問がある。まず、議案第12号の番号2についてだが、結婚のための所有権移転(贈与)となっているが、この時点で贈与を行うのか、使用権設定をしておいて親が亡くなるまで待って相続するのが、どちらが有利になるのか後学のために教えて欲しい。 次に議案第17号についてだが、農業委員の選任方法について改正があり、選挙制が廃止となったが、選挙人名簿の調製に関する事務の扱いはどうなるのか聞きたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	まず贈与の件についてですが、一概には言えないかと思われます。税金の関係になりますので、免税になるものの関係や持っている土地や資産等の状況によって、それぞれの方に適した形があるのではないかと思われます。ただ、大部分の人が使用権設定で申請を行っていて、贈与はあまり見ません。 どちらが有利かは分かりませんが、申請者本人の希望に従った形で申請を受けています。 続きまして、選挙人名簿の調製に関する事務についてですが、こちらは選挙制の廃止に併せて削除させていただいております。 ただし、今後も利用状況調査を行いまして、全農家を対象に農家事情の調査は行わせていただく予定です。
	松沼委員	議案第17号において、生産緑地法第10条の規定による申し出について記載があるが、この申し出を行う理由として死亡のほかにも高齢や手足の問題等色々考えられる。これらを含めて全ての理由について農業委員会で諮ることになるのか。
	事務局	生産緑地を30年待たずに指定解除する申し出についてですが、死亡や身体故障等の全ての場合において農業委員会で諮ることになります。 ただ、運用の手引き等の資料を確認しますと、かなり厳しい状況、たとえば障がい者手帳が発行されていることや、高齢というだけではなく農業ができない状況等を確認できることが必要になります。 このため、生産緑地の指定解除申し出の提出は難しいものであることが事例からわかります。
	議長	ほかに意見等がありますか。
	議長	最後に、私事ではございますが、今回の総会をもちまして退任となりますので、皆様に御礼を申し上げさせていただきます。
	議長	あいさつをする。
午前10時8分 総会終了	議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。